

### 「中小企業再生支援センター」の設置について

企業再生支援機構は、有用な経営資源を有する全国各地域の中小企業の再生支援ニーズの掘り起こし等、中小企業案件に対する取り組み強化を図るため、11月中旬に、「中小企業再生支援センター」(機構内に10名程度)を設置します。

「中小企業再生支援センター」では、中小企業再生支援協議会等と連携しながら、以下のような取り組みを順次進めていく予定です。

- ① 中小企業等を専門に受け付ける「専門相談窓口」の設置
- ② 中小企業再生支援協議会、金融機関や自治体等との連携を円滑に進める  
「地域ブロック担当者」の配置
- ③ 中小企業再生支援協議会等関係機関との定期連絡会の開催
- ④ 企業再生の専門家からなる「中小企業再生支援キャラバン隊」を組織し、各地域での研修会、個別相談会を開催

<お問合せ先>

株式会社企業再生支援機構 企画調整室 (熊川、関)

電話:03-6266-0310 FAX:03-6213-0070